

エネファーム料金契約

[個別約款]

2026年4月1日 実施

日本瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 料 金	2
5. 契約の変更または解除	2
6. 精 算	2
7. 設置確認及び解約等	2
8. その他	3
付則 1. 実施の期日	3
2. 本約款の実施に伴う切り替え措置	3
(別表)	4

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「エネファーム料金契約」とは、一般ガス供給約款（基本約款）及び本個別約款にもとづきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電併給システムのことをいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用する設備がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用する設備と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

2. 適用条件

次のすべての条件を満たすお客さまが、本個別約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または併用住宅において使用する需要家で、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5kW未満であること。
- (2) 一の需要場所のメーター号数が16.0立方メートル毎時以下であること。

3. 契約の締結

- (1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます）の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 本契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 本契約は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、または契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は使用開始日から有効となり、お客さままたは当社が解約の申し出を行うまで、同一条件で継続するものといたします。
- (4) 当社は、過去に本契約または他の個別約款を同一需要場所でご契約いただいていたお客さまが、解約または契約種別変更の日から1年未満で再度お申し込みされる場合、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改装等による一時不使用に伴う解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、本契約の有効期間中に他の個別約款にもとづく契約への変更を申し込みされ

た場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含まれます。）の料金を、当該契約に適用されるそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

4. 料 金

当社は、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス供給約款（基本約款）20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

5. 契約の変更または解除

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、本契約の有効期間中であっても、双方協議して本契約を変更または解除することができるものといたします。
- (2) 当社またはお客さまに契約違反があった場合（第2項の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、本契約の有効期間中であっても相互に契約を解消できるものとします。

6. 精 算

第2項の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、一般料金契約（個別約款）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

7. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承認させていただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本契約の申し込みを承諾しない、または本契約を解約することといたします。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、本契約を解約したものとみなし、解約日以降は一般料金契約（個別約款）を適用致します。

8. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（基本約款）を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

2026年4月1日からいたします。

2. 本約款の実施に伴う切り替え措置

2026年3月31日以前から継続して供給している需要家に対しても、

2026年4月1日以降、本約款が適用されます。

(別表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が15立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	753.50円
-------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	260.98円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款(基本約款)20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	3,121.80円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	103.08円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款(基本約款)20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。